

土浦市一中地区民生委員・児童委員協議会 活動強化方策

1 土浦市の概要

土浦市は、東に霞ヶ浦、西に筑波山を望む、水と緑に恵まれた歴史と伝統のある茨城県南部の中核都市として発展してきました。

市域は、平成18年2月、新治村との合併によって、面積122.89㎢（霞ヶ浦の面積9.27㎢を含む。）、東西14.4km、南北17.8kmとなっています。

東京から60kmの通勤圏内に位置し、JR常磐線の土浦駅、荒川沖駅、神立駅の3駅や常磐自動車道の土浦北、桜土浦インターチェンジが立地するなど、交通幹線網が整備されています。

令和7年12月1日現在、人口は141,580人、世帯数は68,522世帯、高齢化率は29.4%（令和7.3.31）、民生委員・児童委員定数は240名（うち主任児童委員定数16名）となっています。

2 土浦市一中地区民生委員・児童委員協議会の概要

一中地区は、市域の中央部に位置し、桜川に沿って東西に連なる地域です。東部は霞ヶ浦に面し、西部は豊かな農業地帯や自然環境に恵まれた地域です。

JR常磐線西側の市街地は、本市発祥の地として長い歴史を有し、商業・業務の中心地を形成しており、また、文化的遺産も数多く残されています。西部は、農業的・自然的な土地利用が多く、豊かな自然が残されています。

このように、この地区は市街地、商業地及び農村地域が混在する地域であり、それぞれの地域が抱える課題も多様化しています。市街地ではマンション、アパートが増加し、地域のつながりが希薄化する中、農村部においても高齢者の一人暮らしや認知症といった課題が顕在化しています。

令和7年12月1日現在、人口は20,153人、世帯数は10,628世帯、高齢化率は30.0%（令和7.3.31）、民生委員・児童委員定数は39名（うち主任児童委員定数2名）となっています。

本協議会は、研修部会を6部会（生活保護、児童福祉、障がい福祉、高齢者福祉、母子・父子福祉、青少年育成）を設置し、それぞれの目標やテーマを設定して活動を進めています。また、定例会では、委員の資質向上に資するため、3分間スピーチや事例発表の機会を設けています。

3 基本理念

「支えあう 住みよい社会 地域から」のもと取組みを推進します。

＊全国の民生委員・児童委員活動のスローガン

4 基本方針・活動方針

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

さまざまな課題を抱える人々が増加する中、地域住民がそのつながりを強化し、住民同士が互いに支えあうことで「地域力」を高めます。

- 自治会、町内会との連携を強化します。
- 「一声運動」、「挨拶運動」を強化します。
- 子育てを応援する地域づくりを推進します。
- 災害に備える地域づくりに協力します。

重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために

助けを求める人々の早期把握に努め、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、積極的に提案・提言を行います。

- 訪問活動を積極的に展開します。
- 地域課題の解決に向け、積極的に提案・提言を行います。
- 社会福祉協議会等との連携を強化します。

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

民児協の機能強化により一人ひとりの委員を支える体制を強化するとともに、地域の人びとの理解を深める取り組みを推進します。

- 定例会の充実を図ります。
- チーム活動、班活動を積極的に推進します。
- 地域住民への積極的なPR活動を展開します。

活動強化方策実施のための行動計画

重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

- 自治会、町内会との連携を強化します。
 - 自治会等の活動に積極的に参加し、情報の共有化を図り、民生委員児童委員活動の理解や支援者の拡大を図ります。
 - アパート、マンションの管理人、管理会社との連携を強化します。
 - アパート、マンション内の理解者、協力者の確保に努めます。
- 「一声運動」「挨拶運動」を強化します。
 - 地域で出会った人に声をかける「一声運動」や「挨拶運動」を展開します。
 - 地域の見守り役としての活動に取り組みます。
 - 近隣の見守り協力者の確保を推進します。
- 子育てを応援する地域づくりを推進します。
 - 学校、児童相談所、青少年相談員との情報の共有化を図ります。
 - 事件、事故から児童を守る運動を推進します。
 - 学校との情報交換会を通じて子どもに関する情報共有と役割分担を行います。
 - 保育所、幼稚園、学校との情報交換会に参加協力します。
 - 危険箇所点検活動や安全パトロール等に参加協力します。
 - 子ども会行事に参加協力し、児童の実態把握に努めます。
 - 児童委員であることを意識した活動に取り組みます。
 - 子ども虐待やDVなどの早期発見、対応に取り組みます。
 - 乳幼児訪問事業の再構築の可能性を協議します。
 - 子育て交流サロン、子育て支援センターの活用を促進します。
 - 通学路での見守りや声掛けに取り組みます。
 - 子ども食堂やフードバンク活動に協力します。
 - ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援に繋がります。
- 災害に備える地域づくりに協力します。
 - 平常時における地域ぐるみの防災、減災に取り組みます。
 - 防災訓練や避難訓練等に積極的に参加します。
 - 避難行動要支援者の把握に努めます。
 - 災害発生時には、民生委員自身の安全を確保したうえで対応します。

重点2 さまざまな課題を抱えた人々を支えるために

- 訪問活動を積極的に展開します。
 - 訪問活動を強化し、要支援者の早期把握に努めます。
 - 近隣協力者からの情報収集に努めます。
 - 地域の相談相手、見守り役としての役割を果たし、必要な支援に繋がります。
 - 地域包括支援センター、在宅介護支援センターの活用を促進します。
 - 生活保護制度の理解を深め、協力します。
 - 生活困窮者自立支援制度の理解と活用を促進します。
 - 行政機関に対して情報提供を依頼し、情報の共有化を図ります。
 - 個人情報の守秘義務を厳守し、個人情報保護の取り組みを推進します。
 - 認知症の理解を深め、認知症サポーター養成講座の受講を促進します。
 - 「ひきこもり」について正しい理解と現状把握に努めます。
- 地域課題の解決に向け、積極的に提案・提言を行います。
 - 地域の福祉課題の明確化に努めます。
 - 行政機関に対して積極的な情報の提供を行います。
 - 住民や地域の代弁者として積極的な意見具申、提言を行います。
- 社会福祉協議会等との連携を強化します。
 - 社会福祉協議会事業に対する協力を推進します。
 - 社会福祉法人や福祉施設との連携を推進します。
 - 地域のボランティアや関係団体との連携を推進します。
 - 共同募金活動、障害児（者）育成会に協力します。

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくため

- 定例会の充実を図ります。
 - 初心者研修を充実し、資質の向上を図ります。
 - 報告事項は時間を限定し、委員相互の協議時間を確保します。
 - 定例会における学習、研修の時間を確保します。
 - 活動事例集を活用した事例検討を行います。
 - 民生委員に対する専門的助言体制の整備を推進します。
- チーム活動、班活動を積極的に推進します。
 - 全員参加と役割分担による運営を行います。
 - 委員の相互理解と協力関係を構築します。
 - 事項別研修や事例検討の充実を図ります。
- 地域住民への積極的なPR活動を展開します。
 - 訪問カードを積極的に活用します。
 - 民生委員児童委員活動の住民向け広報活動を推進します。
 - 働きながら活動する委員に対する理解を促進します。